

「西東京市建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可運用指針」第 8 に基づき
同第 4 第 3 項について別に定める事項

申請に係る計画が「西東京市建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可に関する審査基準」（以下「審査基準」という。）に適合しない場合、申請者は、それぞれの計画に応じ次の事項を検討し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障のない計画としなければならない。ただし、建築物、敷地、道及び周囲の状況により市長が支障がないと認める場合は、この限りでない。

1 交通機能の確保

行き止まりの道であって、道路と道の接続部分から敷地前面の道の部分までの延長（幅員 6 メートル未満の行き止まりの道路に接続する道にあっては、当該行き止まりの道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が 35 メートルを超える場合にあっては、敷地内に道の中心から 3 メートル以上後退した上空まで開放された交通上支障がない空地を確保し、かつ、建物利用者が使用する自動車の転回に支障のない計画とすること。

2 避難機能の確保

道が行き止まりの場合にあっては、敷地から隣地を経由して、有効に道路等まで通ずる避難経路を確保すること。この場合において、隣地の土地所有者等から避難経路として使用することについて書面による承諾を得ていること。

ただし、道の部分（隅切りの部分を除く）の現況幅員が 4 メートル以上であり、かつ、当該部分について将来にわたり道として維持管理し、将来不動産登記簿上分筆し、地目を公衆用道路として登記することについて、当該部分の所有権、地上権又は借地権を有する者全員の書面による承諾が得られたものについては、この限りでない。

3 空地の確保

建築物の各部分（外壁、ひさし、バルコニー、樋、建築設備、出窓等を含む。）から有効幅員 50 センチメートル以上の上空まで開放された空地を確保すること。

4 防火性能の向上

(1) 建築物は法第 22 条に基づき特定行政庁が指定する区域内にあっては、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その部分の開口部は防火戸その他建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 109 条に規定する防火設備とすること。また、準防火地域内又は防火地域内にあっては、準耐火建築物とすること。

(2) (1)に定めるもののほか、防火性能について市長が特に必要と認める事項

5 その他建築物、敷地、道及び周囲の状況を勘案して市長が必要と認める事項

附 則

本事項は、平成29年9月15日から適用する。

附 則

本事項は、制定の日（平成31年2月19日）から適用する。

附 則

本事項は、令和5年6月5日から適用する。